

ガソリンを携行缶で購入される皆様へ

令和元年7月に発生した京都アニメーションの放火による火災を受け、同様の事案の発生を抑制するため、令和2年2月1日からガソリンを携行缶で購入される際に、次に掲げる項目について確認を行うこととなりましたので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

ガソリンの適正な使用を徹底するため、ガソリンを携行缶で購入される方に対して、

- ① **本人確認** (運転免許証の提示など)
 - ② **使用目的の確認**
- } 行うことが、

令和2年2月1日から消防法で義務付けられました。

※当該事業所や提携する企業が発行する会員証・組合員カードなど、あらかじめ本人確認が行われている場合等は、当該確認を省略することができます。

※確認作業はガソリンスタンドの従業員等が行います。ご理解とご協力をお願いいたします。

PDFダウンロード：https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/gasoline/items/gasoline_leaflet_kokyaku.pdf